

## 『列女傳』孽嬖傳注釈及び解説(一)

下 見 隆 雄

## 三、周幽の褒姒

褒姒<sup>①</sup>は、童妾の女にして、周幽王の後なり。初め、夏の衰ふるや、褒人の神<sup>②</sup> 化して二竜となり、王庭に同りて言ひて曰く、余は褒の二君なりと。夏后<sup>③</sup> 之を殺すと去るとを卜するに、吉なる莫し。其の幣<sup>④</sup>を請ひて之を蔵くことを卜するに、吉なり。及ち幣を布く。竜 忽ち見えす、而して幣を櫃中に蔵く。及ち之を郊に置く。周に至るまで之を敢て発くこと莫し。周の厲王の末に及びて、発きて之を觀る。虢 庭に流れて除くべからず。王 婦人をして裸にして之に諫<sup>⑤</sup>が使むるに、化して玄蜭<sup>⑥</sup>と為りて後宮に入る。宮の童妾未だ毀せずして之に遭ひ、既に筭<sup>⑦</sup>して孕み、宣王の時に当たりて産む。夫無くして乳するなれば、懼れて之を棄つ。是より先、童謡有りて曰ふ、嬰孤箕服 寔に周圍を亡ぼさんと。宣王 之を聞く。後、人 夫妻にして嬰孤箕服の器を売る者有り。王 執へて之を戮せ使めんとす。夫妻 夜逃れるに、童妾の女の棄に遭ひて夜号するを聞く。哀みて之を取り、遂に褒に竄る。長じて美好なり。褒人姁<sup>⑧</sup> 獄有り。之を献じて以て贖ふ。幽王 受けて之を嬖し、遂に褒姁を積す。故に号して褒姒と曰ふ。既にして子 伯服を生む。幽王乃ち后申侯の女を廢して、褒姒を立てて后と為す。太子宜臼を廢して、伯服を立てて太子と為す。幽王褒姒に惑ひて、出入するに之と同乗す。国事を恤へず、驅馳・弋獵 時せず、以て褒姒の意に適ふ。飲食流酒にして倡優前に在り、夜を以て昼に続く。褒姒 笑はず。幽王乃ち其の笑はんことを欲して万端すれども、故より笑はず。

幽王 燧燧・大鼓を為り、寇至る有るとき則ち挙ぐ。諸侯悉く至れども寇無し。褒姒乃ち大いに笑ふ。幽王 之を悦ばしめんと欲して、<sup>しばしば</sup>數 為めに燧火を挙ぐ。其の後信あらず、諸侯至らず。忠諫する者は誅せられ、唯 褒姒の言に是れ従ふ。上下相ひ諛ひ、百姓垂き離る。<sup>⑧</sup> 申侯乃ち繒・西夷・犬戎と共に幽王を攻む。<sup>⑨</sup> 幽王 燧燧を挙げて兵を徵すも至るもの莫し。遂に幽王を驪山の下に殺し、褒姒を虜にして、周の賂を<sup>たかち</sup>尽く取りて去る。<sup>⑩</sup> 是に於いて諸侯乃ち申侯に即きて共に故太子宜臼を立つ。是を平王と為す。是よりの後、周 諸侯と異なる無し。詩に曰く、赫赫たる宗周、褒姒 之を滅ぼすと。<sup>⑪</sup> 此の謂なり。

頌に曰く、褒神 竜に變じ、寔に褒姒を生む。興こりて幽王に配ひ、后太子を廢す。燧を挙げて兵を致すに、寇の至らざるを笑ふ。申侯 周を伐ちて、果たして其の祀を滅す。

## 〔注〕

① 『史記』周本紀の「索隱」によれば、「褒、国名、夏同姓、姓姒氏、礼、婦人称国及姓、其女是竜蔡妖子、為人所収、褒人納之于王、故曰褒姒、」とある。

② 『國語』鄭語の韋昭注によれば「褒人、褒君」とある。これ以下の話は『國語』鄭語や『史記』周本紀に見える。『國語』では、史伯が宣王の弟桓公に、「訓語に之れ有り、」として語った話とし、『史記』では、周太史伯陽が「史記を讀みて曰く、」とする。

③ 『國語』は「夏后氏卜殺之与去之与止之」に作り、『史記』は「夏帝卜」以下『國語』に同じである。梁注は『漢書』五行志下之上にも、「殺之去之止之」とあるのにより、ここには脱文があるうとしている。典拠を重視する立場からは当然の見解ではあるが、『列女傳』そのものに脱文ありと断ずる根拠とはなし難い。むしろ著者自身の判断で削除したと考えるべきではあるまいか、なお『漢書』には、この話の後に『列女傳』と同じ詩を引用した後、「劉向以為、夏后季世、周之幽厲、皆諄乱逆天、故有竜電之怪、近竜蛇擊也、蔡血也、一日沫也、騶弧桑弓也、箕服、蓋以箕草為箭服、近射妖也、女童謡者、禍將生於女、国以兵寇亡也、」とある。

竜が現われたこと、これを殺すか去るかを卜したということ等も含めて、竜が言葉をはいたという話は、ただ単に作り話として軽視するには心残りのする興味深い内容である。『史記會注考證』の様に「神竜何以能人言」と処理するならそれまでであるが、

何か歴史的背景を持った事実が、この様な説話を通して語られているのだと考えることはできまいか、それが何であるかをつきとめる資料も充分ではないし、この様な説話の処置については慎重が必要であるので、安易な指摘はさけるべきであるが、竜の出現と后夏のこれに対する対応の一事については、私なりに想像を巡らしてみたい。夏の孔甲の時、天が二竜を降し、劉累(御龍氏)という者に養わせたが、後に雌竜が死んだのを夏后に食はせたと云ったので、劉累は恐れて魯に遷去したという話が、『左傳』昭公二十九年や『史記』夏本紀に見えている。即ち『左傳』には、蔡墨の語った話として、「及有夏、孔甲擾于有帝、帝賜之乘竜、河漢各二、各有雌雄、孔甲不能食而未獲參龍氏、有陶唐氏既衰、其後有劉累、学擾竜于參龍氏、以事孔甲、能飲食之、夏后嘉之、賜氏曰御龍、以更豕韋之後、竜一雌死、酒醴以食夏后、夏后饗之、既而使求之、懼而遷于魯、范氏其後也」とある。これ自体が超現実的な話で、この資料一つで『國語』の龍の説話が意味する歴史的事実をつきとめたことにはなりかねるが、この説話が孔甲の時代のなんらかの歴史的事実に基づいて形成された説話であることは想像されて良いだろう。そして更に孔甲の時代における政治の混乱と王朝の衰微を語るこの竜の説話に、他の要素が加えられて、褒姒の説話の前半が形造られたと仮定してみることは許されるのではあるまいか、『史記』封禪書に、「至帝孔甲、淫德好神、神瀆、二竜去之、」とあり、如淳は「國語二竜燄于夏庭是也」と云って、『國語』鄭語の説話と『左傳』のこの説話との関連性を明確に指摘している。以上、褒姒の説話における、竜が夏の王庭に出現したという話は、同様に夏王朝の衰退を暗示した夏の孔甲の時の竜の説話を淵源とするものであろう。そして恐らく夏后とは孔甲を指していると考えて良いであろう。しかしそれはともかくとして、褒姒の説話に持ち込まれたこの竜の話には他の様々なモチーフが混入され、褒姒出生の妖異を語る役目を持っている。従って、例えば竜が褒人の神であるとか、竜が語ったとかいう様な設定は、褒姒説話独自のモチーフであって、これらが孔甲の時代のなんらかの歴史的事実と係わりを持つと考えることはできないであろう。次に褒姒説話における様々の設定が物語全体とどう関連するものか考えてみる。先ず、夏后時代の不思議な竜出現に続いて、後に出てくる竜の療や、これが婦女に接して蛇となり、後宮の童女に孕ませるといった様な褒姒出生にまつわる異様な設定は、即ち褒姒自身が持つ異様な性格と悲劇的な宿命とを語る伏線なのであろう。次に、こういう異常な生まれ方をした子が、捨てられ拾われて人手に移り、また国の都合で人身御供として愚王に供与されるという様な、波瀾に富んだ成長が形成される過程を説明するものであろう。以上、竜出現以下の様々の奇怪な場面の設定は、すべて褒姒の異常な出生とその性格の形成過程を説明するためのものと見て良いであろう。前世の妖異なる影響力に依って出生し、人間的な愛情から疎外された環境の中で成長した、この褒姒の様な女性の持つ複雑な性格や妖しく燃え抜がる冷酷な情炎を、幽王の如き凡庸な君主の男性エネルギー

が、やわらげたり阻止したりできるわけはない。幽王の地位と弱い意志とをとり込んだ褒姒の激しい悪魔的な情炎は、自らと国を焼き尽くさなければおさまらない。この物語では、女性主人公の悪は彼女の意志を越えた様々な力に依って形成・拡大される。又、女性主人公の出生と成長環境が語られるのは、他の伝とは異なる特色である。劉向の意図がいずこに在るか軽々しく断定はできないが、読者には、幽王の男性・帝王としての愚凡さ弱さが印象的に伝わってくる。従って、褒姒の魔性の現実的芽生えと拡大を煽る役割しかできない幽王の姿が明確に浮かびあがるに對して、哀れな生れと育ちの褒姒は、むしろ悲劇の主人公という印象が強くなっている。恐らく劉向は、ここでも女性エネルギーを受け止める男性の力と自覚に深い関心を抱いていたのではなからうか。なべて孽嬖傳では、帝王権力を侵害・破滅せしめる女性の悪を主題としながら、最終的には、これを受け止める男性・帝王に重大な責任が在ることを暗に説いていると思われるものが多い。政治権力の最高責任者としての帝王が、その責任と自覚の薄弱なままに強烈な女性を受け容れると、権力の舞台で異常に奔放に増勢する女性エネルギーは、想像を絶した様々の悪を生み育んで、終には男性を食い尽くし権力の世界を廃墟にしている。『漢書』の劉向の伝にも、「趙衛之屬起微賤、隲礼制」とある如く、劉向の憂慮するところの一つは、帝王の権力によって調和・安定するべき政治の世界の機構が、女性エネルギーの蔓延によって侵蝕される姿であった。朝廷を衰退に導く危険性のある様々な事件や政争の原因の一つに、女性エネルギー伸長の延長線上にある外戚の活動があったことは、ひとりこの時代のみならず、貌こそ様々でも、歴代王朝が等しく抱えた問題であった。劉向は儒教による劉氏政権の安定を求めたのであるから、儒教による婦道の確立ということが『列女傳』述作の目的であったことは云うまでもない。

「母儀」より「辨通」までの各傳は、その婦道を個別的にまとめ積極的に説いたものである。ところがこの「孽嬖」では、理想的な婦道の逆の面をとらえている。前の各傳が女性に對する教化の意図を多分に含むに對して、後者では、男性によって推進せしめられる権力の世界では、ともすれば輕視されてしまう女性エネルギーの脅威に焦点を絞る、女性に對してよりも、むしろ積極的に男性・帝王に對して警告・訓戒を發している。時の帝王への警告こそがこの「孽嬖傳」の意図するところであったと思われる。中でもこの褒姒伝では、伝説的な要素を加味しつつ、幽王の帝王としての無能ぶりを浮かびあがらせて、時の帝王への警告の意図が、間接的な形式をとっているが、明瞭に読み取れるのである。

なお、出石誠彦氏『支那神話伝説の研究』や御手洗勝先生「鯀禹伝説の整理」などに、褒姒伝説や夏后氏竜の伝説に言及されている。

④ 蔡について、『國語』韋注は「竜所吐沫、竜之精氣也」とし、③に見える如く劉向は「蔡血也、一日沫也」とする。『漢書』注には、「應劭曰、蔡沫也、鄭氏曰、蔡音牛胎之胎」とある。殺が不吉なら、「血」と解するのは妥当とは云えない。

『國語』は「卜請其蔡而藏之吉」に作り、「而」の位置が異なる。『史記』も「卜請其蔡而藏之、乃吉」に作る。『漢書』は『史記』に同じである。『列女傳』が誤倒したと見るべきではあるまいか。「而」は「乃」と同じはたらくもすることを考慮するなら、あるいは脱落とすべきかも知れない。(原文は「卜請其蔡藏之而吉」に作る)

⑤原文は「乃布幣焉」であるが、『國語』には、「乃布幣焉而策告之」とあり、韋注は「布陳也、幣玉帛也、陳其玉帛、以簡策之書告、而請其蔡」という。『史記』は「於是布幣而策告之」に作る。『漢書』は「於是布幣、策告之」に作り、師古注に「奠幣為礼、說策辭而告之、說者以為策者精米、蓋失之矣」とある。叙述上からも、「策告之」がないのは穩当ではない。

⑥原文は「竜忽不見而藏蔡積中乃置之郊」となっているが、『國語』では「竜亡而蔡在、積而藏之、伝郊之」に作り、『史記』は「藏」を「去」に作り、「伝郊之」の一句がない。『漢書』は「竜亡而蔡在、乃置去之」に作る。各々の叙述のしかたが少しずつ異なっている。韋注には「積櫃也、伝祭於郊」とあり、師古注は「置置也、去藏也」という。『列女傳』の表現の方が明確である。

⑦原文は「王使婦人、裸而諫之、化為玄蛇」となっているが、『國語』は、「王使婦人、不幃而諫之、化為玄龜」に作り、韋注に「裳正幅曰幃、諫諶呼也」とある。董增齡『國語正義』は、「幃指衣言、非指裳言」とする。『史記』には「厲王使婦人、裸而諫之、蔡化為玄龜」とある。『漢書』五行志下之上は、「裸」を「羸」に作る。なお、この王注には「裸・去裳」という。「諫」について、『史記』集解は韋注をあげて更に、「唐固曰、羸呼曰諫」という。

「蛇」について、『國語』以下みな「龜」に作る。『國語』韋注は「龜、或為蛇、蛇、蜥蜴也、象龜」とあるが、『漢書』注引では韋注を「玄、黒、龜、蜥蜴也」とし師古は「龜、似龜而大、非蛇及蜥蜴」と云っている。しかし『史記』索隱にも「亦作蛇、玄蛇、蜥蜴」と云うように、蜥蜴と解して良からう。ただこれがいもあり、とかげ、やもりのいずれであるか決め難いが、『説文』蛇字に、「采蛇・它医以注鳴者」とあり、段注は、「史記竜蔡化為玄蛇、以入王後宮、是也。方言曰、其在沢中者、謂之易蜴、南楚謂之蛇医云々」とあるから、いもりと考えるべきであろうか。ただこれらは地方・時代によって様々に称されたのが実状であつて、文字だけをとらえて厳密な区別をつけて限定することは困難である。『本草』守宮には「蜥蜴亦名守宮殊難分別」とあり、『博物志』卷二には、「蜥蜴或名蜥蜴、以器養之、食以朱砂、体尺赤、所食滿七斤、治擣万杵、点女人支体、終年不滅、惟房事則滅、故号守宮」という。『漢書』東方朔伝に、「置守宮罍下、射之、皆不能中、……是非守宮即蜥蜴」とあり、師古注に、「守宮、蟲名也、術家云、以器養之……以点女人体、終身不滅、若有房室之事、則滅矣、言可以防閑淫逸、故謂之守宮也」と云い、又「爾雅」の「蜥蜴・蜥蜴・蜥蜴・守宮、是則一類耳、」を引いている。『博物志』や師古注に指摘する様な漢代の俗信と、『列女傳』のこの蛇が、竜の化身であることを考慮に入れるなら、竜と水との関連から、いもりを連想するのが妥当であろう。

流れ出た竜髻とこれにたわまれる裸女、さらにはこの髻が玄奘に変ずるという設定と、下文の宮中の童女に孕ませるといふ場面の設定とは、褒姒生誕にふさわしい、幻想的で異様な淫靡さが漂う一節である。なおこれが厲王の時代にあてられたことについては、『史記』周本紀に、「王行暴虐侈傲 国人謗王」（『國語』周語上に、「厲王虐、国人謗王」といふ伝承があるうえ、魯詩説には更に、次の様な伝承があった。即ち、『漢書』谷永傳（列傳五十五）に、「昔褒姒用國、宗周以喪、閭妻驕扇、日以不滅」とあり、師古注に、「魯詩小雅十月之交篇曰、此日而食、于何不滅、又曰、閭妻扇方處、言厲王無道、内寵熾盛、政化失理云々」といふ。『十月之交』篇を『毛詩』は幽王を刺する詩としているが、鄭箋は「厲王淫於色云々」とし、魯詩説に従って厲王を刺した詩と考えている。なお、『御覽』卷八十五引『帝王世紀』には、「厲王荒沈於酒、淫于婦人」と見えていゝ。

⑧原文は「未毀而遭之」となっているが、『國語』では、「未既齕而遭之」となっており、『史記』では「既齕而遭之」となっている。韋注には、「毀齒曰齕、…女七才而毀齒」とある。『國語』の記載に従うのが妥当と思われる。それにしても『史記』にも本来「未」字が有ったと考えるべきではなからうか。『史記會注考證』は、「未」の存する写本が有ることを指摘している。『列女傳』のこゝは「未毀」としているが、梁注の指摘する様に、「未毀齒」とすべきではなからうか。

『韓詩外傳』卷一に、「女七月生齒、七歳而齕、十四而精化小通」とある。『大戴禮』本命篇に、「女七月生齒、七歳而毀、二七十四、然後其化成」とある。『白虎通』卷九嫁娶に、「女七歳毀齒、…陰数偶再、成十四、四加一為五、故十五許嫁也」といふ。なお、『說苑』辨物にも、「女七月而生齒、七歳而毀齒、二七十四而精化小通」とある。

⑨『國語』韋注に、「女十五而笄」とある。『禮記』内則に、「女子…十有五年而笄、二十而嫁」といふ。

⑩『史記會注考證』によれば、「陳仁錫曰、幽王三年、褒褒姒、若以其年為二十歳、則褒姒生、在宣王三十年也、自宣王三十年上距厲王末年、凡四十六年、時童妾方七歳而齕、後共和時及笄而孕、孕後尚四十余年、乃生褒姒、其妖異、或未可尽信」とあるが、むしろこの妖異こそが褒姒説話のねらいであることに目を止めるべきであろう。

⑪原文は、「無夫而乳」とあるが、『國語』は、「不夫而育」、『史記』は、「無夫而生子」となっている。ただし『國語』ではこのあたりの叙述が多少異なり、次の童謡と婁子が拾われる話は、夏末の竜の話の前に置かれ、「府之小妾、生女而非王子也、懼而棄之、」の一文が見える。『列女傳』は『國語』の叙述を組み変えた『史記』の記載に従ったものと思われる。

⑫『史記』では、「宣王之時、童女謡曰、壓弧箕服、実亡周國」とある。「童女」とある方が、童妾との関連からしても、褒姒説話の道具だとしてふさわしいと思われるが、『列女傳』では「童謡」になっている。尚このあたり、『國語』では、「且宣王之時有童謡、曰、壓弧箕服、実亡周國」としている。

韋注によれば麋は山桑、箕は木の名、服は矢服である。『漢書』五行志下之上では、「麋弧箕服」に作り、師古注に、「麋、山桑之有点文者也、木弓曰弧、服、盛箭者、即今之步叉也。箕、草、似荻而細、織之為服也、」と云う。董增齡(『國語正義』)は、「班氏所見之國語、从艸从其、而韋注从竹从其、則此字譌于漢末也」と云う。

⑬原文は「聞董妾遭棄而夜号、哀而取之、」とあるが、『史記』では、「於道而見郷者後宮董妾所弃妖子、出於路者、聞其夜啼、哀而取之、」とする。梁注は「妾」の下に「之女」の二字が脱しているだろうと云うが、もつともである。なお『國語』には、「夫婦哀其夜号也、而取之」とある。

⑭「褒人媼」は『國語』韋注は「褒人褒君媼也」という。なお『晉語』一には、「周幽王伐有褒、有褒人以褒媼女焉、褒媼有寵生伯服、於是乎与號石甫比、逐太子宜咎、而立伯服、太子奔申、申人繒人召西戎、以伐周、周於是乎亡」とある。なお前注①を参照。⑮『史記』には、「弃女子出於褒、是為褒媼、」とある。

⑯『國語』晉語によれば、太子の廃立には號石甫が必ずかかっている。前注⑭参照。また『史記』周本紀も、このあたりの事情について、「幽王以號石父為卿用事、国人皆怨、石父為人佞巧善諛、好利、王用之、又廢申后去太子也、申侯怒、与繒・西夷・犬戎攻幽王、」と述べる。

⑰幽王が褒媼に惑溺し、飲酒欲楽する具体的な様子については、『國語』・『史記』ともに記さない。これは筆者の創意であろうか。恐らく、桀・紂の場合、女色に溺れての国事放擲と放蕩欲楽とを亡国の理由として記述したことの印象が強が残ったためか、又は次の「褒媼不笑」に対する幽王の力尽くし方を説明しようとしたのであろうが、かえって蛇足となった感もある。また一方、筆者の側には、女色に溺れた亡国の王についての物語として類型化する意図があることも見逃がせない。「統」字「四部叢刊」本は「継」に作る。なお、「流洏」について、梁注は「流一本作沈」という。

⑱褒媼に魅入られた幽王が、遂に破滅する。褒媼を溺愛する幽王は、なんとか彼女からの愛の証しを得んと専心努力して、そのため自己破滅に至る国権乱用と引き替えにやっとな彼女の笑みをさそい出すことができる。ところで『國語』では、褒媼の笑いを見たがために幽王が諸侯をだましたこれらの話はない。『呂氏春秋』疑似篇には、「周宅鄭鑄近戎人、与諸侯約、為高葆禱於王路、置鼓其上、遠近相聞、即戎寇至、伝鼓相告、諸侯之兵皆至、救天子、戎寇当至、幽王擊鼓、諸侯之兵皆至、褒媼大説喜之、幽王欲褒媼之笑也、因教擊鼓、諸侯之兵数至而無寇、至於後戎寇真至、幽王擊鼓、諸侯兵不至、幽王之身、乃死於麗山之下、為天下笑」とある。これによると褒媼は、諸侯がだまされたことに対してではなく、擊鼓によって諸侯がこぞって走せ参じたのをよるこび笑ったことになる。擊鼓を寇の合図と思って集まった様子を笑ったようになっているのは『史記』周本紀である。

「燧燧大鼓」について、王注は「燧、燧火也、夜曰燧、晝曰燧、皆置亭障、候敵以告警、大鼓聲聞數百里」と説明する。歐陽芳『列女傳校證』(『文史哲學報第十八期』)は、『後漢書光武帝紀(卷一下・建武十二年)の「大將軍杜茂屯北辺、築亭候、修烽燧」の李賢注を引用する。即ち「前書音義曰、辺方備警急、作高土台、台上作桔槔、桔槔頭上有兜零、以薪草置其中、常低之、有寇、即燃火舉之以相告、……昼則燧燧、夜洒舉烽云々」とある。

⑩ 忠諫する者が誅せられ、民心離反するに至る説明は『國語』・『史記』に見えぬ。これもやはり、前の桀・紂の亡国物語と同一類型にあてはめようとした筆者の意図のうかがえる個所である。

⑪ 『史記』では、前注⑩に示したように、申后を廃し太子を去ったことに対して、申侯が怒ったとしている。『國語』にも、「史伯曰、……申澹西戎方強、王室方顛、將以縱欲、不亦難乎、王欲殺太子、以成伯服、必求之申、申人弗界、必伐之、若伐申而澹西戎會与伐周、周不守矣」とあり、『史記』はこれをまとめたものと思われる。『竹書紀年』幽王三年に、「王嬖褒姒」。五年に、「王世子宜臼出奔申」。八年に、「王立褒姒之子、曰伯服、為太子」。九年に、「申侯聘西戎及鄧」。十年に、「王師伐申」と連なっている。『列女傳』では幽王の褒姒への惑溺に焦点を絞すぎたため、申侯との関わりは省略してしまったのである。この点『史記』のまとめの方が面白い。

⑫ 『竹書紀年』によると、幽王十一年に、「申人鄧人及犬戎入宗周、弑王及鄭桓公、犬戎殺王子伯服、執褒姒以歸」とある。

⑬ 『毛詩』卷十二・小雅・節南山・正月には、「赫赫宗周、褒姒威之」とある。『詩三家義集疏』卷十七注に「魯、威作滅」とあり、疏に、『漢書』五行志(下之下)に「褒姒威之」とあるを指して「出齊文」という。また『列女傳』・『楚辭』天問章に見える褒姒の事(妖夫曳銜、何号于市、周幽誰誅、焉得夫褒姒)なども同じく魯詩に本づくものであろう。『呂覽』疑似篇の高注も詩を引いて「褒姒滅之」としており、魯詩は「威」を「滅」に作っていたことがわかるとしている。

#### 四、衛宣公姜

宣姜は、齊侯の女にして、衛宣公の夫人なり。初め、宣公夫人夷姜 伋子を生む。以て太子と為す。又、齊に娶る。て宣姜と曰ふ。① 壽及び朔を生む。夷姜既に死して、宣姜 壽を立てんと欲す。乃ち壽の弟朔と謀りて、伋子を構む。公 伋子をして齊に之か使む。宣姜乃ち陰かに力士をして之を界上に待ちて之を殺さしめんとす。曰く、四馬白旆の至る者有れば必ず要りて之を殺せと。② 壽 之を聞きて以て太子に告げて曰く、太子其れ之を避けよと。伋子曰く、不



可なり。夫れ父の命を棄つれば則ち悪んぞ子たるを用ひんやと。壽 太子の必ず行くを度かり、乃ち太子と飲みて、之が旄を奪ひて行く。盜 之を殺す。伋子醒めて、旄を求むれども得ず。遽かに往きて之を追ふに、壽已に死す。伋子 壽の己の爲めに死するを痛み、乃ち盜に謂ひて曰く。殺さんと欲せし所の者は乃ち我なり。此れ何の罪かあらん。請ふ我を殺せと。盜 又之を殺す。二子既に死す。朔 遂に立ちて太子と爲る。宣公薨す。朔立つ。是れ惠公と爲す。竟に終に後無く、乱 五世に及びて、戴公に至り、而る後甯かなり。詩に云ふ。乃ちかくの如き人、德音良無しと。此の謂なり。

頌に曰く。衛の宣姜、太子を危くせんことを謀る。子壽を立てんと欲して、陰かに力士を設く。壽乃ち俱に死して、衛果たして危殆なり。五世甯かならず、乱 姜に由りて起る。

## 〔注〕

①『集注』は「案、不用左傳說」とする。『左傳』桓公十六年に見える説話に依れば、「初、衛宣公烝於夷姜生急子、屬諸右公子、爲之娶於齊而美、公取之、生壽及朔、屬壽於左公子、夷姜縊、宣姜与公子朔構急子、公使諸齊、使盜待諸莘將殺之、壽子告曰、使行、不可、曰、棄父之命、惡用子矣、有無父之國則可也、及行飲以酒、壽子載其旌以先、盜殺之、急子至曰、我之求也、此何罪、請殺我乎、又殺之、二公子故怨惠公、十一月、左公子洩・右公子職立公子黔牟、惠公奔齊、」とある。説話中における人物設定は、微妙に異なる。宣公と夷姜の關係についても『左傳』では、庶母(杜注)たる夷姜に烝(杜注、上淫日烝)した結果急子が生まれたことになっているが、『列女傳』では、夷姜は宣公夫人として伋子を生んだことになっている。以下『左傳』は、急子のために齊から迎えた女を自らのものとし、壽と朔の二子が生まれる。一方、夷姜は縊死する。宣姜は公子朔とぐるになって急子を讒言したので、宣公は急子を齊へ使に出して、盜人に殺させようとする。これに対して『列女傳』では、宣公は夷姜より生まれた伋子を太子とし、さらに齊から宣姜を娶る。夷姜が死んで、壽を太子にしようと思む宣姜は、朔と共に謀して伋子を構む。『左傳』では、「構」は杜注のように「構会其過惡」ととれるが、『列女傳』では、以下に続く文から見ても、二人が伋子をしくみおとし入れる意味に用いている様に思われる。宣公が伋子を齊に使させる機会に乗じて、『左傳』のように宣公でなく宣姜自らが陰かに力士に命じて伋子を殺させようとする。『左傳』では、宣公の淫を強調しつつ、宣姜は陰であやつって宣公をそそのかし、父による子殺しをさせるこ

とになっているが、『列女傳』では、犯行の主体はむしろ宣姜の方に置かれ、宣公の悪役ふりはむしろ影が薄くなっている。悪女の説話としてまとめあげようとした筆者の意図がうかがえるが、『左傳』の人物設定の方が人間の愛憎を生々と伝えている様に思う。この点、『左傳』の描写の不足を補って、独特のまとめ方をした『史記』衛世家の方がはるかに面白い。ただ、『史記』では夷姜は宣公夫人であり、伋は太子という設定になっている。以下『史記』の特徴をあげると、夷姜は『左傳』の様に「縊」でなく、ただ「死」とされ、宣公正夫人（恐らく宣姜）が朔と共に伋を讒害する。これに対して、宣公は太子の妻を奪ったうしろめたさから、逆に太子を悪み、これを廃しようと思っていたので、伋への悪口を信用して大いに怒り、太子を齊に使させて盗人に命じてこれを殺させようとする。

以上『列女傳』が『左傳』に比べて異なる部分のほとんどは、『史記』によって改変されたものに依っていることがわかるが、宣姜自身が人を使って伋を殺させようとした条は、『左傳』・『史記』にはなかったかたちである。また『列女傳』の作者は、恐らく宣姜を悪役として強調する様な人物設定にするために、説話の単純化をはかり、宣王が伋の妻になるべきであった宣姜を横取りしたことや、宣公が自らの行為を恥じて、逆に伋を悪む様になるストーリーの展開の部分を除き去ってしまったのであろう。なお蛇足ながら、『左傳』疏は、夷姜を「夫人」としている『史記』を「謬れるのみ」と断じているが、司馬遷は、そんなことは百も承知の上で改めたのだと見るが妥当であって、「謬」との断辞は左傳学者の独断にすぎない。

はじめに、『集注』が、左傳説を用いていないと指摘していることをあげたが、『列女傳』作者は、『左傳』の説話を独特のかたちにとめた『史記』の記述に従いつつ、更に、自らの立場に立つて宣姜説話を再構成したものと考えるべきであらう。

②この宣姜の言葉は、『左傳』には見えず、『史記』では宣公の言葉となっている。なお『新序』節士篇では「要而殺之」となっている。

王注は『詩經』鄘風の干旄より、「予予干旄、在浚之郊、素絲紕之、良馬四之、彼妹者子、何以界之」を引いて、この詩はこの説話をもとに作られたものであろうとして、「必用旄者、取易於識別也、以詩言素絲、故知為白旄也、浚、衛之界上邑、姜使力士待伋之地也、妹、忠順貌、妹子謂伋子也、界、与也、言彼四馬白旄、忠順之子、何故以此与之、深痛惜之辭也、此蓋出於魯詩之説、而劉氏述之、与毛詩異也、其叙夷姜宣姜、与左傳又異、蓋皆本於魯詩耳」と云う。因みに『毛詩』では干旄の詩について、「干旄、美好善也、衛文公臣子多好善、賢者樂告以善道也」とある。王説の如く「干旄」の詩の背景としてこの伝の話が存在したと考え、更にこれを魯詩説に結び付けるには問題があらう。『詩三家義集疏』卷三は、『列女傳』鄒孟軻母伝（母儀）に、『詩』を引用して、「彼妹者子、何以告之、此之謂也」とあるを指摘し、『韓詩外傳』卷二の「楚莊王圍宋」に引用する同じ詩句や『左傳』定九・『家語』

好生篇等に引用する詩句の意に、特に毛傳と異なる説はないとしている。王説は、類似の文字や固有名詞の一致などをもとに考えた単なる想像であるとして評価できない。

③この偈の言葉の「不可」は、『左傳』(前注①)では、「壽子告之、使行、不可」となっている。『史記』では、「(壽)乃謂太子曰、界盜見太子白旄、即殺太子、太子可毋行」となっている。また、「夫棄父之命、則惡用子也」は、「逆父命求生不可」と表現しなおした『史記』よりも、『左傳』の「棄父之命、惡用子矣、有無父之國、則可也」に近い表現である。父と子の関係についての筆者の思想が、『左傳』の表現を選ばせたのであろうか。

④『新序』節士篇では、この説話は次の様になっている。即ち、「衛宣公之子、伋也、壽也、朔也、伋前母子也、壽与朔後母子也、壽之母与朔謀欲殺太子伋而立壽也、使人与伋乘舟於河中、將沈而殺之、壽知不能止也、因与同舟、舟人不得殺、伋方乘舟時、伋傳母恐其死也、閔而作詩、二子乘舟之詩是也、其詩曰、二子乘舟、沈沈其景、顧言思子、中心養養、於是、壽聞其兄之且見害、作憂思之詩、黍離之詩是也、其詩曰、行邁靡靡、中心搖搖、知我者、謂我心憂、不知我者、謂我何求、悠悠蒼天、此何人哉、又使伋之齊、將使盜見載旌、要而殺之、壽止伋、伋曰、弃父之命、非子道也、不可、壽又与之偕行、壽之母知不能止也、因戒之曰、壽無為前也、壽又為前、竊伋旌以先行、幾及齊矣、盜見而殺之、伋至見壽之死、痛其代己死、涕泣悲哀、遂載其屍還、至境而自殺、兄弟俱死、故君子義此二人、而傷宣公之聽讒也、」である。これは、『列女傳』と次の点で異なりが指摘できる。壽の母と朔とが伋を舟で殺そうとする条。母が壽の出発に際して戒める条。伋が自殺する条などは『列女傳』に見えない。しかも『列女傳』では、女性の強烈な権力志向が伋を陥れ、我が子をも死に至らしめる母性の犯罪に焦点がしぼられているが、『新序』には壽に対する暖かい母性が加味されることにより、我が子を失った宣姜の悲哀も印象的であり、ここに、犯罪への懲罰や自己反省が描かれているようである。一見すると、同一筆者の手に成った説話ではないかとさえ見えるが、『新序』が『左傳』と異なって、伋を太子としていること。また更に『史記』とも異なって、壽の母と朔とが盜に殺害の指示を与えること。壽の「弃父之命云々」は、『列女傳』が、『史記』のそれとなく、『左傳』のそれに従っているのと一致するなど、『新序』の説話設定は『列女傳』のそれに極めて近いことが指摘できる。

なお『新序』が、『詩經』邶風の「二子乘舟」と王風の「黍離」を、この説話に関連する詩としてしていることについて、先ず「二子乘舟」を、『毛詩』では、「思伋壽也、衛宣公之二子、爭相為死、國人傷而思之、而作是詩也」とする点について、伋・壽のことを詩にした点は共通するものの、『新序』の場合の解釈とは異なっている。陳奐『詩毛氏傳疏』三では、「此与列女傳孽嬰篇不同、劉子政習魯詩、兼習韓詩也、」と云っている。また「黍離」について、王先謙『詩三家義集疏』卷四は、胡承瑛の「扱左傳、衛壽竊旌先往、

是死在伋先、安得有閔兄見害之事、且使黍離果為壽作、当列之衛風、何為冠於王風之首、其不足拋明矣」という指摘をのせている。なお『說苑』奉使篇では、この詩を魏文侯と太子擊の説話の中に引用しており、『韓詩外傳』卷八にも同様の説話が見えている。

⑤王注は、「五世」は「三世」の誤りで、宣・惠・懿をいうのであるとする。しかし「戴公に至りて、而る後寧かなり。」と続いてゆくから、五世とは、宣公・惠公・黔牟・懿公・戴公を指すと考えることはできないか。筆者の頭には、宣公の時に始まった血肉の争いが戴公まで至り、文公以後おさまったという考えがあったのであろう。なお、惠公は、その四年に攻められて齊に逃げ、伋の弟黔牟が君となるが、黔牟の八年に齊の助力で衛を伐ち再び位に即くから、惠公・黔牟・惠公と続く交代から、惠公を二に数えらると、戴公は五の中に入らず、原文も「乱五世に及ぶ。戴公に至りてより後寧かなり。」と読むべきかと考えられるが、『史記』衛世家でも、惠公を通年で一代と考えていることから見ても、筆者が惠公を二に数えたと考えているには難があろう。衛君の即位については、懿公が惠公の子であることを下臣が快く思わず、これを滅ぼして、かつての黔牟の弟昭伯頑(宣公の子)の子を立てて戴公としたのであるから、伋・壽・朔以来の即位争いの因縁は、実際には戴公にまで及んでいいると考えることができるであらう。従って、先に述べたごとく、筆者は、乱が五世に及んで戴公に至ったと考えてこの説話をしめくくっていると思われるであらう。ただ、公として即位したのは宣・惠・懿であるから、王注と同じ立場をとる梁注が顧廣圻の説を引いて、『左傳』・『史記』によれば、「五」は「三」の誤りであるとするのも一見解と云える。

なお宣姜について、『左傳』閔公二年伝には、「齊人使昭伯蒸於宣姜、不可、強之、生齊子・戴公・文公・宋桓夫人・許穆夫人」とある。戴公・文公は昭伯頑の子であると共に、惠公と同腹の子でもあることになる。

⑥『毛詩』邶風・日月に、『乃如之人兮、德音無良』とある。「序」には、「衛莊姜傷已也、遭州吁之難、傷已不見答於先君、以至困窮之詩也」とある。『詩三家義集疏』は、『列女傳』は魯詩説に従ったとしている。なお前注④を参照。

## 五、魯桓の文姜

文姜は、齊侯の女にして、魯桓公の夫人なり<sup>①</sup>。内 其の兄齊襄公に乱す。桓公將に鄭を伐ちて厲公を納れんとす。

既に行して夫人と俱に將に齊に如かんとす。申繻曰く、不可なり。女に家有り、男に室有りて、相ひ瀆す無し。之を有礼と謂ふ。此を易へば必ず敗れん。且つ礼 婦人 大故無きときは、則ち帰せずと。桓公聽かず。遂に与に齊に如く。文姜と襄公と通ず。桓公怒る。之を禁ずれども止めず。文姜以て襄公に告ぐ。襄公 桓公を享して、酒もて之を

醉はしめ、公子彭生をして抱かかえて之を乗せ、因りて其の脅おぼろほねを拉ひして殺さ使む。遂に車に死す。魯人 彭生を求めて以て恥を除かんとす。齊人 彭生を殺す。詩に曰く、乱 天自ら降るに匪ず。婦人自ら生ずと。此の謂なり。

頌に曰く、文姜淫乱にして、魯桓公に配す。与に俱に齊に帰して、齊襄淫通す。厥の彭生をして、幹からたを摧たぶへて胸を拉ひさ俾む。維れ女 乱を為して、卒に禍凶を成す。

〔注〕

①『左傳』桓公三年経に、「九月齊侯送姜氏于讎、公會齊侯于讎、夫人姜氏至自齊」とあり、伝に「秋、公子翬、如齊迎女、脩先君之好、故曰公子、齊侯送姜氏于讎、非礼也、凡公女嫁于敵國、姉妹則上卿送之云々」という。『公羊傳』桓公三年伝には、「諸侯越竟送女、非礼也」とある。『穀梁傳』にも同様の見解が見える。

②「伐鄭」と「如齊」が続くので、鄭を伐つて厲公を納れるのが目的で齊に赴いた様に受けとれるが、このまとめ方には問題がある。『左傳』桓公十五年伝に、「冬、會于袤、謀伐鄭、將納厲公也、弗克而還」とあり、十六年伝には、「春正月、會于曹、謀伐鄭也」とあるが、文姜を伴って齊に赴いた十八年経には、「春正月、公會齊侯于濼、公与夫人姜氏遂如齊」とあって、会の目的を特に記さない。しかし伝には、「春、公将有行、遂与姜氏如齊」とあるから、もともと文姜と齊に行くのが目的で、濼に会したものととれる。『左氏會箋』は、「是行蓋姜氏之志也」と云う。筆者がここで鄭を伐つことと齊に赴くことを結びつけたのは、『史記』魯周公世家に、「十六年、會于曹、伐鄭、入厲公、十八年春、公将有行、遂与夫人如齊」と両事を連続して記載しているのに依ったからかと考えられるが、先行文献に引かれて、この話に直接関係のない事項を挿入したのは、読者を迷わせるものになっている。

③この申編の言について、『史記』魯周公世家ではこの言はなく、ただ「諫止」とのみある。『左傳』桓公十八年にはことと略同じ言が見えるが、「且つ礼云々」は見えない。王注は、「礼無婦寧兄弟之文」と云う。これに対して蕭注は、『毛詩』邶風の「載馳」正義引の『左傳』閔公二年「許穆夫人賦載馳」の条)服虔注に「在礼、婦人父母既没、不得甯兄弟」とあることを指摘する曹元忠の見解を紹介している。(『玉函山房』春秋類「春秋左氏傳解詁」卷二・「許穆夫人載馳」の条)服注はたしかに興味深いが、原文の「且礼、婦人無大故、則不婦」は、むしろ「春秋穀梁傳」莊公二年・五年・十五年・十九年・二十年などに、文姜の行動に対してくり返し述べられる「婦人既嫁、不踰竟」という見方に深い関連を持つものではあるまいか。桓公死後もしばしば齊侯に会う文姜に対して、『左傳』莊公二年伝には、「書姦也」と云うが、この後はなにも批評言を載せない。『公羊傳』はこれらの文姜の行動に対してな

も問題意識を提起しようとしなない。ところが『穀梁傳』は特に婦人の行動に対しては丁寧な批評を加えている。莊公二年には、「冬十有二月、夫人姜氏會齊侯于禚、婦人既嫁、不踰竟、踰竟非礼也、」あり、同五年には「夏、夫人姜氏如齊師、師而日如衆也、婦人既嫁、不踰竟、踰竟非礼也、」同七年「春、夫人姜氏會齊侯于防、婦人不会、会非正也、……冬、夫人姜氏會齊侯于穀、婦人不会、会非正也、」同十五年「夏、夫人姜氏如齊、婦人既嫁、不踰竟、踰竟非礼也、」同十九年「夫人姜氏如莒、婦人既嫁、不踰竟、踰竟非正也、」同二十年「春王二月、夫人姜氏如莒、婦人既嫁、不踰竟、踰竟非正也、」など見えている。

④この個所は略『史記』魯周公世家に同じである。文姜が襄公に告げた内容について、『左傳』桓公十八年伝、や『史記』によれば、桓公が怒って禁じたことについてである様にとれる。しかしその告げ口の具体的な言葉は明確でない。『公羊傳』莊公元年には、この所をもっと具体的に説明している。即ち、桓公が弑せられた事のなりゆきに関して、「夫人譖公於齊侯、公曰、同非吾子、齊侯之子也、齊侯怒、与之飲酒、於其出焉、使公子彭生送之、於其乘焉、擠幹而殺之、」と述べる。何休は「如其事、曰訴、加誣、曰譖」と注しているから、文姜は桓公の言を曲げて襄公に告げたことになる。『公羊傳』莊元年疏は、夫人が誣を加えたというのは非であるとし、文姜が興入れたのが桓三年秋、同（莊公）の出生が六年の九月であるから、桓公は實際にこう（同は私の子ではない）云ったのであるとし、陳立（『公羊義疏』卷十七）は更に桓十七年の疏に、或説の興入以前に二人が通じていたことを魯侯は知っていたとするを引き、『史記』齊世家・『毛詩』南山序の鄭箋・『毛詩』齊風猗嗟序等の記載に依り、嫁する以前から淫通のあったことは人々の間で知られており、これを桓公が知ってとがめたので、『公羊傳』に「公曰云々」は、実際に桓公の云ったことであるとし、「加誣」とされるのは、二人が通じたのが事実であったとしても、同が齊侯の子であるという必然性はないからである」と何注を弁護している。陳説はおおむね妥当である。しかし従来この事件に関する解釈にはいささか問題がある。先ず、文姜が襄公と通じたことと同（莊公）の出生を簡単に結びつけるのにはいささか疑義があるからである。例えば『穀梁傳』桓公六年に「九月丁卯、子同生、疑故志之、時曰、同乎人也」と述べるのがそれである。同がもし襄公の子と疑われるなら文姜と彼の出会いが少くとも桓公五年にも記されていて当然である。桓公死後、文姜が齊に赴いたり、襄公と会う記事は丁寧な載せられていることからすると、文姜は興入れ後、同出生までに襄公と会ったと考えないのが自然ではあるまいか。同の出生と襄公とは直接関係ないと考えるべきである。従って襄公と文姜の通じたことが莊公の出生と結びつけてうわさされる様になったのは、むしろ桓公死後であったのではないであろうか、夫の死後にも、文姜が周囲の目を気にせず、しばしば襄公と会ったことに対する世論による興味本意の批判から出て来た作り話くさい気がするのである。ところで、次の様な事が想像される。文姜が興入れ以前に襄公と通じていたことを、桓公はなんらか察知するところがあったのかも知れない。『左傳』にある様に、申儒の諫言にも従わず、文姜を齊國に

伴うという異例を敢えておかしたのは、二人の関係をつきとめて、何らかの結着を付ける気構えが桓公にあったからだと考えねばなるまい。桓公は文姜を敵しく叱責したのであろう。逃れようのない指摘を受けて動揺した文姜は、桓公が実ほ口にしなかったであらう言葉(同は齊侯の子だ)を混えて襄公に叱責されたと訴えたのである。子供(同)の父であることに關しては全く身に覚えのない襄公は、だから怒ったのである。陰謀を胸に出向いた桓公は、怒った襄公の謀略に逆にはめられてしまう結果になったのである。『公羊傳』の記載は以上の様な解釋を前提に見るべきであらう。そしてこの事件における文姜の悪女ぶりも『公羊傳』の記載に依る方がむしろ明確になってくる。『列女傳』が『左傳』の記載に近くなったのは、恐らく『史記』魯世家の記載に牽引せられたからであらう。

原文「使公子彭生抱而乘之、因拉其脅而殺之」を、『史記』魯世家では、「使公子彭生抱魯桓公、因命彭生摺其脅」と記し、同齊世家では「使力士彭生抱上魯君車、因拉殺魯桓公」と記す。『左傳』桓公十八年には「使公子彭生乘公、公薨于車」とあるだけで、血腥い表現を避けているが、『公羊傳』では前引の如くリアルである。『列女傳』はこのあたり『公羊傳』の表現を用いた『史記』の記載に依ったのであろう。なお彭生を使って桓公を殺させたのは、後々のことを考慮しての襄公の知恵であらう。

⑤『左傳』では、このところは「魯人告于齊曰、寡君畏君之威、不敢寧居、來脩旧好、礼成而不反、無所婦咎、惡於諸侯、請以彭生除之、齊人殺彭生、」とある。『史記』魯世家も略同内容であるが、「……請得彭生以除醜於諸侯、齊人殺彭生以說魯、」とわずかに補足表現している。『列女傳』は「魯人告于齊曰……無所婦咎」の部分に贅言と考えたのか省いてしまっている。

彭生を上手に使った襄公については、後日譚が『左傳』に見える。『莊公』八年の伝に依れば、「冬、十二月、齊侯遊于姑蔡、遂田于貝丘、見豕、從者曰、公子彭生也、公怒曰、彭生敢見、射之、豕人立而啼、公懼墜于車、傷足喪屨、」とある。襄公はこの傷のために、後に公孫無知に襲われて死ぬことになる。『漢書』五行志中下にはこの所を引いて、「劉向以為近豕禍也」とし、彭生を利用して桓公を殺した事件と関連づけている。

⑥『毛詩』大雅・蕩之什・瞻卬。序では「凡伯刺幽王大壞」とする。末喜・驪姬・嬖妾の各伝に引用する詩もここから採っている。尚、『毛詩』齊風には桓公・文姜・襄公の所行を風刺したものが多し。先ず「南山」についての序は「刺襄公也、鳥獸之行、淫乎其妹、大夫遇是惡、作詩而去之、」という。又、「甫田」の序には「大夫刺襄公也云々」とあり、「盧令」は襄公の惡政を刺したものとされ、「敝笱」の序に依れば、「刺文姜也、齊人惡魯桓公微弱、不能防閑文姜、使至淫亂為二國患焉、」とある。「載驅」の序は「齊人刺襄公也、無礼義故、盛其車服、疾驅於通道大都、与文姜淫、播其惡於万民焉、」という。「猗嗟」の序には「刺魯莊公也、齊人傷魯莊公有威儀技藝、然而不能以礼防閑其母、失子之道、人以為齊侯之子焉、」と見える。王先謙『詩三家義集疏』卷六は、「載驅」

について齊詩説では多少解釈が異なるとするが、他の詩は三家に異義なしとしている。

## 六、魯莊の哀姜

哀姜は、齊侯の女にして、魯莊公の夫人なり、初め、哀姜未だ入らざる時、公数々齊に如き、哀姜と淫す。既に入りて其の弟叔姜と俱なり。公、大夫の宗婦をして幣を用て見へ使む。大夫夏甫不忌曰く、婦の贄は棗栗を過ぎず。以て礼を致すなり。男の贄は玉帛・禽鳥を過ぎず。以て物を彰はすなり。今、婦の贄に幣を用ふるは、是れ男女別無きなり。男女の別は国の大節なり。乃ち不可なること無からんやと。公、聴かず。又、其の父桓公の廟宮の楹に丹ぬり、其の桷に刻みて、以て哀姜に夸る。哀姜、驕淫にして、二叔・公子慶父・公子牙に通ず。哀姜、慶父を立てんと欲す。莊公薨じて、子般立つ。慶父と哀姜と謀りて、遂に子般を黨氏に殺し、叔姜の子を立つ。是れを閔公と為す。閔公既に立ちて、慶父と哀姜と淫すること益々甚だし、又、慶父と謀りて、閔公を殺して、而して慶父を立てんとし、遂に卜臈をして襲ひて閔公を武關に弑せ使め、將に自ら立たんとす。魯人、之を謀る。慶父恐れて莒に奔り、哀姜邾に奔る。齊の桓公、僖公を立つ。哀姜と慶父と通じて以て魯を危くするを聞き、乃ち哀姜を召びて、酖もて之を殺す。魯遂に慶父を殺す。詩に云ふ、噉として其れ泣く。何ぞ嗟及ばんと。此の謂なり。

頌に曰く、哀姜邪を好み、魯莊に淫す。延きて二叔に及び、驕妒縦横なり。慶父是れ依り、国適に以て亡びんとす。齊桓征伐し酖もて哀姜を殺す。

### 〔注〕

①王注は「莊」字の上に「魯」字を脱すると指摘する。前後の伝の例から見て妥当と思われる。哀姜は齊桓公の妹。襄公の弟の娘にあたる。

②『春秋』莊公二十三年に、「冬、公如齊納幣、」とあり、二十四年に、「八月丁丑、夫人姜氏入、」とある。この間、二十三年春帰国



の後、夏にも「公如齊觀社」とあり、莊公は興入れ以前に数々齊に向向している。尚、「觀社」の解釈は様々である。「左傳」莊公二十三年伝には「公如齊觀社、非礼也、曹劌諫曰、不可、夫礼所以整民也、故会以訓上下之則云々」とあり、「國語」魯語上にも略同様な文が見える。「公羊傳」も、「何以書、譏、何譏爾、諸侯越境觀社、非礼也」と記すだけである。ところで『穀梁傳』は「常事曰視、非常曰觀、觀無事之辭也、以是為尸女也、無事不出竟、」と記している。従來の學者に依つて指摘されている如く、「墨子」明鬼下に、「燕之有祖、當齊之社稷、宋之有桑林、楚之有雲夢也、此男女之所屬而觀也、」とある。「左氏會箋」(竹添光鴻)は、「案觀社、猶觀蟻、皆因賽神之余、而相聚會以為樂、蓋所謂一國之人皆若狂者、其源本於周禮、其後沿為民俗、今之廟會社戲、猶其遺意、……鄭樵氏族略云、倡優之人、取媚酒食、居於社南北者、因呼為氏、然則倡優多馮社而居、蓋至唐宋人小説、猶有社火社首之稱、社久為衰世男女徵逐之場、」と述べるが、これが莊公觀社の実情であつたと考えて良からう。「觀社」の本来の意味は「左傳」杜注に指摘する様に、「齊因祭社蒐軍實、故公往觀之」(「國語」韋昭注にも「嚴公二十三年、齊因祀社蒐軍實、以示客、公往觀之」とある。)と考えることもできるのであろうし、また、「公羊傳」の何休解話の如く、「觀社者、觀祭社、……社者土地之主、祭者報德也、生万物、居人民、德至厚、功至大、故感春秋而祭之、」と考えるべきであらうが、この様な祭事に、神聖視される性が結びつけられていたと考えるのがむしろ自然であらう。「公羊義疏」は惠棟『九經古義』(公羊上)が鄭樵の『六經輿論』の「左氏曰非礼也、公羊曰、蓋以觀齊女也、穀梁曰、非常曰觀、……公羊為長」を引用し、更に、「春秋說」(惠棟)に、「觀社者、志不在社也、志在女而已」(『皇清經解』卷二百三十五)とするのを是と断じている。なお『春秋說』には、「穀梁謂尸女、尸女者主為女而往、以社為名、公羊謂公一陳佗也、陳佗淫乎葵、莊公淫乎齊、說春秋者疑之、而未得其說、及觀墨子而後知其說焉、……蓋燕祖齊社、國之男女皆聚族而往觀、与楚宋之雲夢桑林同、為一時之盛、猶鄭之三月上巳、士与女合會溱洧之瀕、觀社、志不在社、志在女而已、公羊以為公一陳佗、殆其然乎、穀梁以為尸女、信哉、曹劌謂不法以此、」とあり、更に「墨子去春秋最近、列國之史皆存、其言必有所據、……杜注亦非」と補っている。

③王注・梁注ともに「不忌」は「展」の誤りであると指摘する。「國語」魯語上には夏父展とする。「魯語」下には夏父弗忌が見えるが、『左傳』文公二年伝に、「於是夏父弗忌為宗伯」とあるとおり、莊公の時の宗人は夏父展と考えるべきであらう。劉向の記憶違いであろう。なお『左傳』莊公二十四年伝では、「禦孫曰」となっている。

④原文「婦贄不過棗栗、以致礼也」を『國語』魯語上では「夫婦贄不過棗栗、以告虔也、」とし、『左傳』莊公二十四年伝、禦孫の言では「女贄不過棗栗、以告虔也、」とする。「公羊傳」・「穀梁傳」ともに、婦人の贄としては、棗栗・股脩をあげている。「穀梁傳」は「鍛脩」に作る。「禮記」曲禮下には「婦人之摯、棋棗脯脩棗栗」の六物をあげる。「儀禮」士昏禮の婦が舅姑に見ゆる礼で

は棗栗・股脩を用いる。

『國語』韋注によれば、「棗、取蚤起、栗、取敬栗、虔敬也」とあり、『左傳』杜注は、「先儒以為栗取其戰栗也、棗取其早起也、」とする。

原文「男贄不過玉帛禽鳥、以章物也」は『國語』・『左傳』に同じく、『穀梁傳』は男子の贄には「羔鴈雉臄」とする。『國語』韋注によれば、「公執桓圭、侯執信圭、伯執躬圭、子執穀璧、男執蒲璧、孤執皮帛、卿執羔、大夫執雁、士執雉、庶人執鵝、工商執鶉也、章明也、明尊卑異物也」とある。

原文「無乃不可乎」を『國語』は「不可無也」に作り、『左傳』は「無乃不可乎」に作る。徐仁甫氏『左傳疏證』は、『左傳』は劉歆の手に出ずるとの立場に立ち、この句の異同も、『左傳』が『列女傳』からとった証の一とする。すなわち、「無乃不可乎」は『國語』の「不可無也」よりとって稍変じたもの。『國語』の場合、「国之大節也」を承けるから語意が貫通するが、『列女傳』では「婦贄用幣」を承けるから、数句を隔てており、語気が貫かない。そこで『左傳』では、先ず、「今男女同贄」の一句を増して全文をなめらかにし、また「而由夫人乱之」の一句を増したのであるとする。興味深い指摘ではあるがただちには従い難い。『列女傳』が『國語』からとったであろうことはうなづけるし、「不可無也」を「無乃不可乎」に変じたことが『左傳』の場合に較べて、文章表現上適正と云い難いのは確かである。しかし『左傳』が『國語』・『列女傳』から新たに作文されたのなら、これらの諫言をなぜ「禦孫」としなければならなかったのであろうか。徐氏はこのことについて、『國語』と『列女傳』とが夏父展・夏父不忌と異なり、どちらにあわせても良くないので、禦孫に変えてしまったのだと云うが、十分納得のいく説明とは云い難い。夏父不忌としたのは劉向の記憶違いと想像する方が素直ではあるまいか。『列女傳』における個有名詞の誤用は他の篇でも指摘されることで、例えば「晉獻驪姫」の驪姫の語に「自吾先君武公兼翼、而楚穆弑成」とあるが、楚の穆王（太子商臣）が父の成王を弑して自立するのは、獻公の時代より後のことであるから、このことが驪姫によって語られるのは時代的に誤りである。同様のことは、卷四貞順伝の「楚平伯嬴」においても指摘される。即ち「伯嬴者、秦穆公之女楚平王之夫人、昭王之母也云々」とあるが、秦の穆公と楚の平王との間には約百三十年の差がある。また卷六辯通伝の「齊傷槐女」で、晏嬰を宋景公よりも後の時代の人としている誤が指摘できる。これらのことは既に『史通』外篇・雜説下に指摘がある。なおこのことについては「晉獻驪姫」において再説する。

⑤『國語』魯語上に、「嚴公丹桓宮之楹、而刻其桷、」とあり、これに対して匠師慶が公を諫めているが、「公弗聽」とある。『左傳』莊公二十三年に、「秋、丹桓宮之楹、」とあり、同二十四年に、「春、刻其桷、皆非礼也、」とあるが、公を諫めているのは、前注④の場合と同じ禦孫である。『國語』韋注は、匠師慶が即ち禦孫であるとしているが確証はない。むしろ『國語』と『左傳』とを矛

盾なく結びつけようとの考えから発するこじつけの感が強い。

本伝では、「贊」についての夏甫不弗の諫言を「公不聽」で結び、「又丹其父桓公廟宮之楹、……以夸哀姜、」と続けている。事の時間の経過から云えば、『國語』や『左傳』の様に、「丹楹・刻桷」の次に「贊」のことが叙述されるべきであろうが、前注④でも指摘した如く、諫言者が『國語』では匠師慶・夏父展であり、『左傳』では両方とも禦孫となっている。この間の食い違いを整えるに窮した著者は、「贊」のことを主にして取りあげて諫言者としては夏甫不忌（恐らくは夏甫展の誤り。前注③）を選び、「丹楹・刻桷」の諫言については省略して、「贊」のこの後に「又云々」と付加するかたちにとめたのであろう。前注④で紹介した徐氏説には従い難い。

「丹楹」について、『穀梁傳』莊公二十三年に、「礼、天子諸侯勳瑩、大夫倉、士黜、丹楹、非礼也」とある。また、同二十四年には「刻桷」について、「礼、天子之桷、斲之、鬻之、加密石焉、諸侯之桷、斲之、鬻之、大夫斲之、士斲本、刻桷非正也、夫人所以崇宗廟也、取非礼与非正而加之於宗廟、以飾夫人非正也」とある。『國語』晉語八の「趙文子為室」の項に、「天子之室、斲其椽而鬻之、加密石焉、諸侯鬻之、大夫斲之、士首之、備其物義也」とある。この章注に、「椽椽也」と云い、董增齡『國語正義』は、『文選』の「魯靈光殿賦」の張載注の「椽亦椽也、有三名、一日椽、二日桷、三日椽、」を引く。また『經典釋文』卷二十二には、「桷」について、「音角、椽也、方日桷、円日椽」とある。

⑥『史記』魯世家に、「莊公有三弟、長曰慶父、次曰叔牙、次曰季友」とある。『公羊傳』莊公二十七年には、「公子慶父・公子牙・公子友、皆莊公之母弟也、公子慶父・公子牙通平夫人、以脅公、」とある。『史記』は『公羊傳』に依り、『列女傳』もやはり『公羊傳』に依ったものと思われる。ところで莊公とその兄弟達との関係については異説が存する。『春秋經』莊公二年の「夏、公子慶父帥師伐於餘立、」の杜預の注に依れば、「莊公時年十五、則慶父莊公庶兄」とある。莊公が桓公六年に生まれているから、莊公二年に莊公は十五才であり、慶父がもし莊公の弟とすれば、師を帥いるには幼すぎることになるから杜注はこう考えたのである。さらに莊公三十二年『左傳』の「公疾、問後於叔牙、對曰、慶父材、問於季友、對曰、臣以死奉般、」における杜注は叔牙が慶父を推す理由を「蓋欲進其同母兄」とし、季友が般を立てようとする理由を、「季友莊公母弟、故欲立般、」としている。杜預は、慶父・叔牙は同母兄弟、莊公・季友が同母兄弟であると考え、またこの関係が魯の王位繼承紛争の底流に在ると考えているのである。とすれば、『公羊傳』・『列女傳』の立場とは基本的に異なっている。即ち『公羊傳』莊公三十二年には、「莊公病將死、以病召季子、……曰、寡人即不起此病、吾將焉致乎魯國、季子曰、般也存、君何愛焉、公曰、……牙謂我曰、魯一生一及、君已知之矣、慶父也存、」とある。『公羊傳』に依れば、慶父・叔牙、莊公・季子・般の対立の底流に、哀姜の存在が深く関わっていることになるし、

『左傳』ないし杜注に依れば、哀姜と慶父との淫通が継位争いに強い影響を与えることは否定されぬまでも、叔牙と哀姜との淫通にはふれず、血縁の濃淡がこれと同等以上に事の成り行きを大きく左右していると解されていることになるであろう。『史記』魯世家は恐らく『公羊傳』の立場に従っているものと思われ、叔牙と哀姜との淫通に言及はしないが、慶父と哀姜との淫通は莊公生前より続けられているとの解釈を明確にし、「先時、慶父与哀姜私通、欲立哀姜婦子開、及莊公卒、而季友立般、……慶父竟立莊公子開、是為濬公、濬公二年、慶父与哀姜通益甚、」と記載する。これに対し『史記會注考證』引中井積徳は、「據左傳、慶父之私通、蓋在莊公卒之後、史記似失、」としている。しかし『公羊傳』の見解を是とするなら、莊公生前から淫通のことがあったと考える『史記』の見方を否とすることはできないであろう。杜預の考えにも一理あるが、『公羊義疏』卷十七は、「慶父年幼將兵、本不必実有統軍之能、虚假其名、以為統帥、當時自必有撫軍之人、」とし、また「慶父如果莊公之兄、則庶長称孟可矣、何必又字共仲、後世子孫稱仲孫氏、経皆書仲、其為莊公之弟明矣、……齊氏召南考證云、何休謂是公弟、以莊三十二年傳叔牙曰、魯一牛一及、慶父也存、是慶父為弟之明證也、」と述べている。かく見て来ると、いずれが史実に近いとわかに断定することはできないことになるであろう。今云えることは、『列女傳』は『公羊傳』の見解に従ってこの伝をまとめたであろうと云うことだけである。

⑦「四部叢刊」本では「莊公薨」となっているが「王注」・「梁注」・「蕭注」・「文選樓叢書」本では「公薨」に作る。『左傳』莊公三十二年に依れば、子般は莊公と孟女との間に生まれた子である。『史記』では「子斑」に作る。このあたりの事件の記述は『左傳』や『史記』に詳しい。

⑧この辺りの事件の経過や人間関係については『左傳』閔公二年や『史記』魯世家が詳しい。『列女傳』では簡略に過ぎて、物語への興味がそがれる。

⑨「齊桓公」以下『史記』の記載に同じである。ただ「酈而殺之」は『列女傳』のみがこう記している。『左傳』閔公二年には、「齊人取而殺之于夷、以其尸歸」とし、同傳公元年には「君子以齊人之殺哀姜也為己甚矣、女子從人者也、」とある。『公羊傳』の同年には、「桓公召而縊殺之、」とある。

⑩『左傳』閔公二年では、「乃自殺」と記す。『列女傳』では、哀姜の死を慶父の前に記していたが、『左傳』・『史記』ともに、慶父の死が先である。

⑪『毛詩』王風・中谷有蓷に、「嗟其泣矣、嗟其泣矣、何嗟及矣、」とある。『韓詩外傳』二・『說苑』建本篇などにもこの詩を建いて「何嗟及矣」に作るが、『詩三家義集疏』卷四は、胡承珙の説を引いて、「何及」の二字が連なって意味を持つから、「何嗟」とするのは伝写者の誤倒であるとしている。

(中国哲学助教)

## Notes and Commentary on 'Nie-bi-chuan (『孽嬖傳』)

in *Lieh-nü-chuan* (『列女傳』), II.

Takao SHIMOMI

Liu Hsiang (劉向 79-8 B. C.) was a scholar towards the close of the Han dynasty. He is highly reputed to have arranged and classified ancient writings of China from his own viewpoint, and elucidated the nature and value of individual works. Among a number of his characteristic writings is *Lieh-nü-chuan* (『列女傳』), which is valued as the first biography of women in China. He first classified woman's ways of life into seven patterns, and then culled relevant biographies chiefly from *Chun-chiu tso-shih-chuan* (『春秋左氏傳』) and *Shih-chi* (『史記』), arranging them in chronological order. The present article forms the first part of notes and commentary on 'Nie-bi-chuan (『孽嬖傳』)', which collects the lives of those women who ruined both their families and nation by their way of life surpassing that of men.